

堺市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

第1 目的

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32及び第51条の33の規定並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の26、第21条の5の27の規定（同法第24条の19の2において準用する場合を含む。）、第24条の39及び第24条の40までの規定に基づき、及び障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）（平成24年3月30日付け障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「検査指針」という。）を踏まえ、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者並びに指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等及び指定障害児入所施設等の設置者並びに指定障害児相談支援事業者（以下これらを「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について基本的事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査の実施並びに均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査体制

検査は、健康福祉局障害福祉部において行う。

第3 検査方法等

1 検査は、検査指針を踏まえ、次項に規定する一般検査又は第3項に規定する特別検査により実施するものとする。

2 一般検査

(1) 業務管理体制の整備に関する届出（以下「届出」という。）の内容を確認するため、当該届出のあった日の属する年度から起算して6年度以内を目途に1回実施することとし、以降、おおむね6年を超えない期間ごとを目途に同様に実施するものとする。この場合において、検査を実施する年度の11月末までを目途に検査実施計画を策定するものとする。ただし、これにより難しい特段の事情がある場合は、この限りでない。

(2) 一般検査は、指定障害福祉サービス事業者等から書面で報告等を徴取する書面検査を基本とし、必要に応じて、指定障害福祉サービス事業者等又はその従業者に出頭を求め面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査の方法又は指定障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り業務管理体制の整備状況を検証する立入検査の方法により行うものとする。

(3) 一般検査は、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導又は監査と併せて行うことができるものとする。

(4) 一般検査（面接検査）又は一般検査（立入検査）の結果については、文書により通知するものとし、「第5 行政上の措置等」に定める措置には至らない改善を要する事項については、改善の状況等に関し期限を付して報告を求めるものとする。

3 特別検査

(1) 特別検査は、指定を受けている事業所若しくは施設に係る指定の取消しの処分に

相当する事案が発覚した場合又は大阪府知事若しくは関係市町村長から不正行為に対する組織的関与の有無の確認を求められた場合に実施するものとする。

- (2) 特別検査の実施に当たっては、指定障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り業務管理体制の整備状況を検証するとともに、指定の取消しの処分に相当する事案等への組織的関与の有無を検証するものとする。
- (3) 特別検査は、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導又は監査と併せて行うことができるものとする。
- (4) 特別検査の結果については、文書により通知するものとし、「第5 行政上の措置等」に定める措置には至らない改善を要する事項については、改善の状況等に関し期限を付して報告を求めるものとする。

4 実施通知

- (1) 一般検査（書面検査）の実施に当たっては、検査対象となる指定障害福祉サービス事業者等に対し通知するものとする。
- (2) 一般検査（面接検査及び立入検査）及び特別検査の実施に当たっては、検査対象となる指定障害福祉サービス事業者等に対し、実施時期、検査担当者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。この場合において、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導又は監査と併せて実施する場合は、当該指導又は監査の実施通知を同時に通知することがある。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、特段の事情があると認めるときは、実施通知を行わないことがある。この場合において、実施通知を行わないときは、立入検査時に速やかに検査の旨を告知するものとする。

5 報告等

一般検査（立入検査）及び特別検査終了後、速やかに、その検査結果について業務管理体制確認立入検査結果報告書を作成するものとする。

第4 検査体制

検査に当たっては、国及び関係地方公共団体の所管部局並びに本市の関係部署と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

- (1) 一般検査（面接検査）を行う場合は、2名以上の職員で対応するものとする。
- (2) 一般検査（立入検査）及び特別検査を行う場合は、2名以上の職員により構成する班を編成し、原則としてその班に班長として係長級以上の職員を置くものとする。

第5 行政上の措置等

検査の結果、次の行政上の措置をとる場合は、指定障害福祉サービス等事業者等に対し文書で通知するものとする。

(1) 勧告

適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、指定障害福祉サービス等事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。この場合において、勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、期間内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずること

ができる。この場合において、その命令を行ったときは、その旨を公示しなければならない。

第6 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）に基づき、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。